

また、施設の改修にあたっては、各施設の調査を行うとともに、医療的ケア児の区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会の検討も踏まえて、医療的ケア児の受入れ等のために必要な機能とその整備手法について可能な限り反映させていく。

集約化後の各園の機能や役割としては、3歳児の段階から要配慮児等を含めた児童の受入れを行っていくことを基本とする。

また、新たに開設した乳幼児教育支援センターにおいては、学識経験者等の知識・経験を活用しながら、保・幼・小の連携や乳幼児期の教育・保育の実践充実に向けたモデル研究の取組みを進めていることから、各幼稚園等と連携しながら3歳児からの教育・保育について先進的な研究等に取り組んでいく。そのような機能・役割を十分に果たすために、区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園における3歳児保育の導入に向けて、検討を進めるものとする。

検討にあたっては、区立認定こども園多聞幼稚園も含め、各園の在園児数や区全体の乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランス、要配慮児や医療的ケア児のニーズ等を踏まえ、具体的な定員等を定めるものとする。

① 集約化後の施設類型等

集約化後の区立幼稚園・認定こども園の施設類型については、幼稚園として継続又は幼稚園型認定こども園へ用途転換するものとする。

また、幼稚園型認定こども園へ用途転換する場合は、給食提供のための厨房の設置工事を行うことを基本とする。

② 区立砧幼稚園について

区立砧小学校と複合化し改築する予定の区立砧幼稚園については、幼稚園型認定こども園に用途転換する。

また、医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、改築に合わせて医療的ケア児を幼稚園・認定こども園から小学校、新BOPまで一貫して受け容れるモデル的取組みについて、他自治体の先行事例等も参考にしながら、施設・設備面、運営・運用面の両面において必要な検討・取組みを行うものとする。検討結果は、区立砧幼稚園の改築及びモデル的取組みに反映させるとともに、他の区立幼稚園・認定こども園、小学校、新BOPにおける医療的ケア児対応の取組みに活用する。

医療的ケアの詳細については資料13に記載

区立砧幼稚園における医療的ケア児対応のモデル的取組みの本格実施は、改築工事終了後とする。

医療的ケア児については、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、医療的ケアが日常的に必要となる児童が多く、比較的早期から医療的ケア児及びその家族への支援に関するニーズが高いことが見込まれる。また、砧幼稚園は砧小学校との複合化による改築を行う中で、必要な設備等の整備を図ることが可能となることから3歳児保育の実施を基本とする。

以上のような点を踏まえ、幼稚園枠及び保育枠の定員等の詳細については、本計画に基づき作成する個別の「用途転換移行計画」において定める。

③ 区立認定こども園多聞幼稚園について

既に幼稚園型認定こども園へ用途転換している区立認定こども園多聞幼稚園については、社会福祉法人なごみ福祉会三宿の杜なごみ保育園の連携園となっており、同園を卒園した4歳児の受け入れ先となっていることなどから、当面の間、現在と同様の運営、学年、クラス数の継続を基本とする。

ただし、学年数、クラス数、幼稚園枠及び保育枠の定員等の詳細については、必要に応じて、在園児数の増減、要配慮児・医療的ケア児に係るニーズ、他の乳幼児教育・保育施設の状況等を踏まえ、検討し、見直すものとする。

④ 区立砧幼稚園、区立認定こども園多聞幼稚園以外の園について

区内の幼稚園全体の園児数が減少傾向にある中で、区全体の乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランスとこれまで区立幼稚園が担ってきた役割及び今後果たすべき役割に留意しながら、区立幼稚園の集約化を進めていくものとする。

個々の施設の学年数、クラス数、定員等の詳細については、在園児数の増減や医療的ケア児・要配慮児に係るニーズ、他の乳幼児教育・保育施設の状況、既存施設の改修・改築の可能性等を総合的に勘案しながら検討し、本計画に基づき、施設ごとに作成する個別の集約化に係る計画において定めるものとする。

現時点で想定されている集約化の組み合わせは、以下のとおりである。

ア. 区立中町幼稚園・三島幼稚園について

学校等における 医療的ケア実施ガイドライン

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園
改築基本構想見直し検討委員会用 抜粋版

令和6年3月

世田谷区教育委員会事務局
世田谷区子ども・若者部

2 非常時における必要物品・備品

- (1) 災害時における必要物品については、3日程度、学校から動けなくなることを想定して、個別の状況により使用する医療器材や消耗品等の必要な物品を保護者が準備する。学校は災害時における必要物品についても保管できる場所を確保する。
- (2) 使用期限がある医療器材等も含まれるため、災害時に必要な分を含めて在庫管理をしながら使用するか、期限が切れる前に新しいものに入れ替えて、古いものを日常的に使用するものに流用するなど、学校医療的ケア看護師（配置されている場合）を含む学校と保護者と協力し、適正な管理に努めるようにする。

3 医療的ケアの廃棄物

廃棄物について、処理を適正に行うとともに、廃棄方法の統一を図っていく必要がある。

- (1) 医療的ケアにより生じた注射針や体内に挿入したチューブ等は安全に留意して集め、保護者に持ち帰り、廃棄するよう依頼する。
- (2) (1) 以外の医療的ケアで生じた可燃ごみ、不燃ごみは原則、学校で廃棄する。

4 学校における環境整備

学校において、医療的ケアの実施のために、諸室と周辺環境の整備を行う必要があるが、医療的ケア児の学年、心身の状況及び医療的ケアの内容等により、必要な諸室とその場所、周辺環境は異なっている。

既存の施設については、工夫しながら有効活用することが求められるが、以下は、医療的ケアを実施する際の既存設備を工夫して対応する場合や、今後の改築時における整備の目安とする。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例との整合も考慮する。

新BOP学童クラブについては、学校との調整を踏まえたうえで、施設の共用を検討していく。

(1) 必要となる各諸室等の整備・配置

医療的ケアを安全、衛生的、円滑に行うためには、既存室や既存設備を工夫して活用することを前提としながら、医療的ケアに配慮した諸室の確保、整備と配置を進めていくことが望ましい。

設備	用途	必要な面積や配置に関する留意点
普通教室	授業の実施	医療的ケア児は在籍する教室で授業を受けることが原則である。保健室、多目的トイレ、学校医療的ケア看護師の待機する部屋との位置や緊急時に迅速な搬送がしやすい教室の使用を配慮する。
保健室 処置室	医療的ケアの実施 体調不良時の観察	・プライバシーや衛生的な環境の確保に配慮する。 ・他の用途（クールダウン室等）との併用が可能か検討し、併用の場合は処置等で最低限必要な設備（衛生面等で必要なもの）を確保する。
多目的 トイレ	医療的ケアの実施 （ストマ管理） （導尿）	・車いすを使用する医療的ケア児が使用でき、学校医療的ケア看護師がケアを行える広さを確保する。 ・ストマを使用していることも想定し、オストメイト対応とする。
給食室	医療的ケア（経管栄養）に必要な形態食の対応	大量調理とは別に専用のキッチンの確保が必要とされているが、個人ごとに対応が異なることや検食による安全性の確認が難しいことから、給食提供を基本としつつ、医療的ケア児や学校の状況により給食室での調理によらない食事（市販品の活用等）を保護者が持参することも可とする。
待機室	学校医療的ケア看護師や保護者の待機場所	・医療的ケア児から近いところに待機できるように設置する。 ・保健室との併用（カーテンなどで簡易的に仕切りを設ける）や職員休憩室など既存室との兼用も可能とする。
物品保管庫 （大）	医療的ケアに必要な物品の保管	・酸素ボンベ等、大きな物品の保管と施錠が可能な保管場所を確保する。 ・保健室または上記の留意点を踏まえた場所へ設置する。
物品保管庫 （小）	医療的ケアに必要な物品や医薬品等の保管	・吸引カテーテルや穿刺針等の滅菌済器材を衛生的かつ施錠できる保管場所を確保することが望ましい。 ・医薬品等については上記に加え、温湿度の調整・管理ができ、常時、教職員等の目が届くような保管場所を確保する。 ・保健室または上記の留意点を踏まえた場所へ設置する。

（２）安全な学校の生活に向けた環境整備と配慮事項

安全な学校・幼稚園等の生活に向けて、諸室の整備・配置だけでなく、周囲の環境整備や配慮事項についても合わせて進めていく必要がある。

設備	用途や留意点
廊下	車いすと生徒・児童が安全に通ることができる幅を確保する。
エレベーター	車いすが乗降できる大きさを確保する。
駐車場 駐輪場	通学・通園の送迎にかかる駐車場や駐輪場の確保及び校舎内まで段差や急なスロープがないなどの配慮をする。

医療的ケアとは

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、「人工呼吸器による呼吸管理、かく痰吸引その他の医療行為をいう」と定められている。

学校においては医師の指示書に基づき、看護師によって上記に加え経管栄養、導尿、インスリン注射等の生活援助行為としての医療行為（治療ではない）を行う。